

鉄道事業法施行規則

1. 案内情報

- 手続名 : 鉄道主任技術者（索道技術管理者）の選任又は解任の届出
- 手続根拠 : 鉄道事業法施行規則第76条、第78条、第79条
- 手続対象者 : 鉄道事業者（索道事業者）
- 提出時期 : 鉄道主任技術者（索道技術管理者）を選任し、又は解任した場合に遅滞なく
- 提出方法 : 鉄道主任技術者（索道技術管理者）選任又は解任届出書を作成し、管轄する地方運輸局（当該事業が二以上の地方運輸局の管轄区域にわたるときは、当該事業の主として関する土地を管轄する地方運輸局）鉄道部技術課（又は技術第一課）へ届出書を提出して下さい。
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- 申請書様式 : 鉄道主任技術者（索道技術管理者）選任又は解任届出書
- 記載要領・記載例 : 提出先となる管轄する地方運輸局（当該事業が二以上の地方運輸局の管轄区域にわたるときは、当該事業の主として関する土地を管轄する地方運輸局）鉄道部技術課（又は技術第一課）にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先 :

北海道運輸局鉄道部技術課	0 1 1 - 2 9 0 - 2 7 3 3
東北運輸局鉄道部技術課	0 2 2 - 7 9 1 - 7 5 2 8
新潟運輸局鉄道部技術第一課	0 2 5 - 2 4 4 - 6 1 1 7
関東運輸局鉄道部技術第一課	0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 4 1
中部運輸局鉄道部技術第一課	0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 3 2
近畿運輸局鉄道部技術第一課	0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 4 1
中国運輸局鉄道部技術課	0 8 2 - 2 2 8 - 8 7 9 7
四国運輸局鉄道部技術課	0 8 7 - 8 3 5 - 6 3 6 1
九州運輸局鉄道部技術課	0 9 2 - 4 7 2 - 2 5 2 0

受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口 : 管轄する地方運輸局（当該事業が二以上の地方運輸局の管轄区域にわたるときは、当該事業の主として関する土地を管轄する地方運輸局）鉄道部技術課（又は技術第一課）

3. 手続情報

- 審査基準 : なし
- 標準処理期間 : なし
- 不服申立方法 : なし